○ 投資法人の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十七号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破

線
線で囲
掛っ
んだ
んだ部れ
分
と
<u>ら</u> う
に
5分のように改め、
(X)
改
正然
(友 楣
に
掲ぶ
フ
そ
改正後欄に掲げるその標記部分に二
標 記
部
分
に
二重傍線を付
傍
線
を 什
ľ
た
とした章を加える。
加
え
る。

内において、利益処分に充当するものをいう。 過分配金額」という。)のうち、次に掲げる額の合計額の範囲により、利益を超えて投資主に分配された金額(以下「利益超三十 一時差異等調整引当額 法第百三十七条第一項本文の規定	[一~二十九 略] に定めるところによる。	2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号第二条 [略]	(定義)	附則	第四編 [略] 第四編 [略] 第一年 出資総額等の合計額(第八十一条の二)	第九章 計算書類等の投資主への提供(第八十一条)	章~第八章 略]	第三編 計算関係書類等	[第一編·第二編 略]	目次	改正後
	[一~二十九 同上]	9 2 [同上] 第二条 [同上]	(定義)	附則	第四編 [同上]	第九章 計算書類等の投資主への提供(第八十一条)	章	第三編 計算関係書類	[第一編·第二編 同上]	目次	改 正 前